

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案  
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように  
修正する。

第二条中第三十六条の改正規定及び第五十三条の改正規定を削る。

第五条中第六十三条第二項の改正規定及び同条に四項を加える改正規定を削る。

第五条のうち第八十二条の改正規定中『、「第四号」を「第五号」に』を削る。

第五条中第八十六条の改正規定並びに第一百十条及び第一百三十一条の改正規定を削る。

第七条中第五十三条の改正規定、第六十三条の改正規定及び第七十六条の改正規定を削る。

第九条中第六十四条第二項の改正規定、同条に四項を加える改正規定及び第七十六条の改正規定を削る。

附則第三十六条中第五十四条の改正規定並びに第五十五条の五及び第五十七条の改正規定を削る。

附則第四十条中第五十六条の改正規定並びに第五十七条の五及び第五十九条の改正規定を削る。

附則第四十七条のうち第二条の改正規定中『「第四号」を「第五号」に改め、』を削る。